

～こどもたちの笑顔と未来を守るために～
津市児童虐待防止・対応ハンドブック
(第2版)



令和7年7月
津市児童虐待防止等ネットワーク
(津市要保護児童対策地域協議会)

～はじめに～

近年、児童相談所や市町村が対応するこどもの虐待件数は大幅に増加しており、本市においても、例外ではありません。

令和5年5月には、市内において児童虐待による死亡事案が発生したこともあり、津市児童虐待防止等ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）としても、より一層の関係機関との連携等による虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の再発防止の取組が求められています。

これらをふまえ、本市では地域における児童虐待防止の機能の向上を図り、関係機関が連携して、虐待の早期発見、早期対応に結びつけていくことを目的として、今般「津市児童虐待防止・対応ハンドブック」を作成しました。

こどもの福祉・教育等に関わる関係機関におかれましては、このハンドブックをご活用いただき、本市のこどもたちの健やかな育ちや輝かしい未来を守ることができるよう、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年9月 津市児童虐待防止等ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)
津市健康福祉部こども家庭センター

『ハンドブックにおいて使用する用語の法令上の解説』

《児童福祉法》

- (1) 児童……………18歳に満たない者
 - ア 乳児……………満1歳に満たない者
 - イ 幼児……………満1歳から、小学校の始期に達するまでの者
 - ウ 少年……………小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
- (2) 妊産婦……………妊娠中または出産後1年以内の女子
- (3) 保護者……………親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者

《こども基本法》

こども……………心身の発達の過程にある者

※本ハンドブックでは特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

目次

第1章 児童虐待の基本的理解	1
1 こどもの権利と児童虐待	1
～コラム①『子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）』～	1
2 児童虐待とは	2
3 児童虐待がこどもに与える影響	3
4 児童虐待が起こる背景と要因	3
5 体罰によらない子育てのために	5
〔こどもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～〕	
～コラム②『ヤングケアラー』～	7
第2章 児童虐待の発見と対応	8
1 児童虐待の早期発見のポイント	8
〔児童虐待気づきリスト〕	
2 児童虐待の通告・情報提供	11
3 通告・情報提供するときのポイント	12
～コラム③『こどもの「誰にも言わないで」どう対応しますか?』～	13
4 相談・通告後の対応の流れ	14
第3章 児童虐待の防止と支援体制	16
1 児童虐待防止に対する支援体制（相談機関）	16
2 児童虐待を防止する取組（子育て支援サービス）	18
第4章 要保護児童対策地域協議会の仕組みと役割	21
1 要保護児童対策地域協議会の概要	21
2 津市児童虐待防止等ネットワーク（要対協）	22
3 津市要保護児童対策地域協議会の構成	23
第5章 資料編	24
・ 津市児童虐待防止等ネットワーク設置要綱	24
・ 児童虐待気づきリスト（三重県教育委員会）	27
・ 気づきのポイント情報提供ツール（抜粋）	31

第1章 児童虐待の基本的理解

1 こどもの権利と児童虐待

児童福祉法（第1条）において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とされています。

児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、こどもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。

コラム①『子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）』

1989年11月20日国連総会において採択された、すべての子どもたちが持つ基本的な権利を定めた国際的な条約です。この条約には、以下の4つの原則があり、わが国の「子ども基本法」にも取り入れられています。

〈子どもの権利条約の4つの原則〉

- ・差別の禁止（差別のないこと）
- ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

※出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ



2 児童虐待とは

「児童虐待」は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が児童（18歳に満たない者）に対し行う行為で、児童虐待の防止等に関する法律では次の4類型に分類されています。

類 型	定 義	具体的な行為（例）
(1) 身体的虐待 	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る ・ 蹴る ・ 叩く ・ 投げ落とす ・ 激しく揺さぶる ・ やけどを負わせる ・ 溺れさせる ・ 首を絞める ・ 縄などにより一室に拘束する ・ 意図的にこどもを病気にさせる等
(2) 性的虐待 	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもへの性的行為 ・ 性的行為を見せる ・ 性器を触る又は触らせる ・ ポルノグラフィの被写体とする等
(3) ネグレクト 	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による他に分類される虐待行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家に閉じ込める ・ 食事を与えない ・ ひどく不潔にする ・ 自動車内に放置する ・ 重い病気になっても必要な治療を受けさせない ・ こどもの意思に反して学校等に登校させない ・ 同居人等の虐待を放置する等
(4) 心理的虐待 	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉による脅し ・ 無視、拒否的な態度 ・ きょうだい間での差別的扱い ・ こどもの目の前で家族に暴力をふるう ・ きょうだいに虐待行為を行う等

3 児童虐待がこどもに与える影響

児童虐待は、こどもの心身の成長や人格の形成に重要な影響を与えます。最近の研究では脳の発達に深刻な影響を及ぼすことがわかってきました。児童虐待がこどもに与える具体的な影響例は次のとおりです。

(1) 身体への影響 ※死に至る、あるいは重い障害が残る可能性があります。	・外から見える傷(やけど、打撲) ・外から見えない傷(骨折、頭蓋内出血) ・栄養障害、体重増加不良、低身長 ・愛情不足により成長ホルモンが抑えられることによる成長不全 ・体罰、暴言による脳の萎縮、変形 など
(2) 知的発達面への影響	・落ち着いた学習環境が整わず、知的な発達が十分に得られない ・知的発達のために必要な関わりがない、年齢や発達レベルに対し過大な要求をすることにより知的発達が阻害される など
(3) 心理面の影響	・愛着関係を形成することができず、他人との信頼関係構築が困難となる ・自分は愛情を受けるに値する存在ではないと、自己肯定感を持てなくなる ・暴力で解決することを学習し、攻撃的・衝動的になる ・刺激に対して敏感になり、落ち着きのない行動をとり、ADHDに似た症状を示す ・虐待経験のトラウマが放置されると、将来にわたりPTSDの影響を受ける ・精神的に病的な症状を呈する など

4 児童虐待が起こる背景と要因

虐待は一つの原因で発生するわけではなく、様々な要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、こどもへの虐待が引き起こされます。虐待発生につながりそうな要因を除去あるいは軽減することで、虐待の未然防止・再発の抑止力となるだけでなく、子育て支援や生活支援につながります。

虐待者は、「加害者」であり、「被害者」でもあると言えます。児童虐待の発見は、虐待者の「SOS」をキャッチし、支援を開始するきっかけと捉えることもできます。

《児童虐待に至るリスク要因（例）》

<p>ア 保護者側の要因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望まない妊娠 ・ 若年の妊娠 ・ こどもへの愛着形成が十分に行われていない ・ 産後うつ病など精神的に不安定な状況 ・ 性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティ障害 ・ 精神疾患、知的障がい、慢性疾患、依存症（アルコール、薬物） ・ 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・ 保護者自身の被虐待経験 ・ 子育ての強い拒否感、不安やストレス ・ 体罰容認などの暴力への親和性 ・ 特異な育児観、脅迫的な育児、こどもの発達を無視した過度な要求
<p>イ こどもの要因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未熟児 ・ 障がい児 ・ 多胎児 ・ 保護者にとって何らかの育てにくさがある
<p>ウ 養育環境の要因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的に不安定な家庭 ・ 親族や地域社会から孤立した家庭 ・ 未婚を含むひとり親家庭 ・ 内縁者や同居人のいる家庭 ・ 子連れの再婚家庭 ・ 転居を繰り返す家庭 ・ 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ・ 夫婦内不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭
<p>エ その他の要因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 ・ 未受診の状態での出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩 ・ きょうだいへの虐待歴 ・ 関係機関からの支援の拒否

5 体罰によらない子育てのために

日本では「しつけのためにこどもをたたくことはやむを得ない」という意識がまだまだ根強く存在します。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす例も多く見受けられます。

《しつけと体罰の違い》

しつけとは、こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにするためにこどもをサポートし、社会性を育む行為です。

一方、体罰とは、軽くても、苦痛や意図的な不快感をもたらす行為（罰）です。

体罰の具体例

- ・言葉で3回注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにイタズラしたので長時間正座させた
- ・友達を殴ってケガをさせたので同じようにこどもを殴った
- ・他人の物を盗んだのでお尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので夕飯を与えなかった
- ・掃除をしないので雑巾を顔に押し付けた など

体罰以外の暴言等のこどもの心を傷つける行為の具体例

- ・「お前なんか生まれてこなければよかった」など、こどもの存在を否定するようなことを言った
- ・やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした

こうしたことを踏まえ、児童福祉法等の改正により、こどものしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。

《児童福祉法第14条》

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

しかし、法律で体罰が禁止されたからといって、すぐに体罰のない社会が実現できるわけではありません。法律が変わったことはゴールではなく、これから一人ひとりが意識して社会全体で取り組んでいく必要があります。

※出典：体罰等によらない子育てのために ～ みんなで育児を支える社会に ～ 令和2年2月 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」





子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼロ作戦～

愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつこく称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

POINT 1 子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT 2 子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

POINT 3 爆発寸前の イライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたりして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。

イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。



イライラしたときはクールダウン
深呼吸する、数を数える、
窓を開けて風に当たるなど

POINT 4 親自身がSOSを出そう



育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦勞について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。

POINT 5 子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

「わがままな子になっては困る」という想いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。



出典：厚生労働省ホームページより

コラム②『ヤングケアラー』

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている、下記のような子どもたちをいいます。

ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間等、「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。ヤングケアラーと思われる子どもの置かれている状況は様々であり、本人や家族がどのように現状を受け止めているかも様々です。

また、本人や家族に自覚がないことも多いことから、まずは、ヤングケアラーと思われる子どもに周囲の人たちが気づき、子どもの様子を気にかけて話を聞いたり、見守ったりしていくことが大切です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(こども家庭庁 HP より)

ヤングケアラーは、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。

第2章 児童虐待の発見と対応

1 児童虐待の早期発見のポイント

虐待は、家庭という密室で行われることが多いため、実際にその現場を第三者が目にすることは極めてまれです。また、虐待は様々な形で隠されることが多いため、「もしや」という虐待の疑いを持つことは、子どもを守るためにとても重要なことです。

虐待は未然に防ぐことが第一ですが、それが困難な場合は、できる限り早期に発見し、対応することが重要です。

児童虐待の早期発見に関しては、三重県教育委員会が「児童虐待気づきリスト」を作成しています。子どもや保護者などの状況が該当し、その状況が継続する場合には「児童虐待」や「支援が必要な子どもとその家庭（要支援家庭）」に該当する可能性があります。

下記のリストに複数（場合によっては1つでも）該当する場合は、市こども家庭センターもしくは三重県中央児童相談所へ連絡してください。

《児童虐待気づきリスト（抜粋）》※令和5年12月改訂 三重県教育委員会

◆ 子どもの体に現れる様子から

- 不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。
- 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発現する夜尿は要注意）
- 短期間のうちに、不自然なケガ（打撲によるあざ、火傷など）、繰り返すケガがある。
- 衣服が季節に適しない。汚れている。他のきょうだいと極端な差異が見られる。
- 身体、髪の毛、手足、口腔内が不潔で、時には、異臭がする。
- 体重の極端な増減など、これまでになかったような身体の変化が見られる。
- 虫歯の治療など、必要な医療ケアがなされていない。

◆ 子どもの行動から

（周囲との関係において）

- 警戒心が強く音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
- 極端に甘えるかと思うと、些細なことで激しく怒り攻撃的になる。
- 向かい合って話そうとしても視線が合わない。合わそうともしない。
- 大人への反抗的態度や顔色を伺う態度、意図を察知した行動がある。
- 不自然に子どもが保護者と密着している。
- 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。

- 乱暴な言葉づかい、他者への暴力を繰り返す。
- わざと相手から怒られ、嫌われるような言動を繰り返す。
- 触れられること、近づかれることをひどく嫌がる。人を避けようとする。
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為がある。
- 友だちと一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
- 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
- 保護者といるとき、いないときで極端に子どもの態度が違う。家に帰りたがらない。

(本人自身の行動において)

- 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
- 表情が乏しい。感情が不連続である。
- 自暴自棄な言動がある。
- 一度興奮すると落ち着くまでにずいぶんと時間がかかる。
- ポーっとしている、急に気力がなくなる。
- 給食を異常なほどがつがつと食べるなど、食べ物への強い執着がある。
- 極端な食欲不振が見られる。
- 頻繁に保健室に出入りする。
- 机の周囲、ロッカーや鞆の中の整理ができず、持ち物をなくす。
- 落ち着かない態度、教室での立ち歩き、集中困難な様子である。
- 学校への提出物がほとんど提出されない。
- 体育や身体測定のときにはよく欠席する。
- きょうだいの面倒を見るためや理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。

(性的虐待)

- 性的なことに極端に興味を持ったり、極端に嫌う。
- 年齢に不釣り合いな性に関する知識を持っている。
- 絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものがみられる。
- 服の着替えを極度に嫌がる。
- 自分の殻に閉じこもったり、自傷行為を行ったりする。

◆ 保護者の様子から

(子どもへの関わり)

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
- 殴るなど子どもに暴力を振るう。大きな声で怒るなど、威圧的である。

- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病气やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然である。
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない。

(心身の状態)

- 精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
- アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

(気になる行動)

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

(学校との関わり)

- 子どもを学校・園に登校(園)させない。
- 訪問しても子どもに会わせようとしない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

◆ 家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

また、国からは、関係機関が市町村へ「気づき」の情報共有を行う目的のため、別添の「気づきのポイント情報提供ツール(※P30:妊婦版、P31:乳幼児版、P32:学齢期以降版)」が示されていますので、保育所等から市町村もしくは児童相談所への情報提供の際、総合的・多角的なこどもや保護者の理解のため、こちらをご活用ください。



2 児童虐待の通告・情報提供

虐待が疑われる子どもを発見したら、速やかに、津市や児童相談所に通告しなければなりません。通告は国民の義務として法律に明記されています。

◎児童虐待に係る通告義務（児童虐待防止法 第6条第1項）

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

◎要保護児童発見者の通告義務（児童福祉法 第25条）

要保護児童を発見した者は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

《児童虐待通告先》

津市子ども家庭センター ☎059-229-3284

三重県中央児童相談所 ☎059-231-5666

児童相談所虐待ダイヤル「189（いちはやく）」 ※24時間対応



通告することは守秘義務違反にはあらず、まずは子どもの安全が最優先されることが、法令でも定められています。また、通告受理機関には通告元を保護する責務が規定されています。

◎通告義務は守秘義務に優先（児童虐待防止法 第6条第3項）

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

◎通告元の保護（児童虐待防止法 第7条）

通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

また、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

要支援児童等を把握した場合は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 を根拠に、同意がない場合でも関係機関が把握した妊婦やこどもの情報を、要保護児童対策地域協議会の担当部署（市こども家庭センター）に情報提供することが可能です。

◎虐待の早期発見（児童虐待防止法 第 5 条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

◎要支援児童等の情報提供（児童福祉法第 21 条の 10 の 5）

支援を要する妊婦や子ども等を把握しやすい関係機関は、その情報を市町村に対し情報提供するように努めなければならない。

3 通告・情報提供するときのポイント

(1) 迷ったら連絡する

「通告」という言葉は非常に重くて仰々しい印象を持ちがちですが、「通告」は、こどもとその家族への「支援」の始まりとなります。「こんなことで連絡してもいいのだろうか」と悩む必要はありません。判断に迷うことがあったら、まずは市こども家庭センターもしくは三重県中央児童相談所に相談してください。

(2) 一人で抱え込まない

児童虐待は、その発生要因が複雑であること、こども・保護者双方への支援が必要であることなどから、個人での対応には限界があります。一人で抱え込まず同僚や上司と相談し、団体全体での対応に努めてください。

(3) 記録に残す

児童虐待においては、虐待の疑いを持ったときから記録に残すことが大切です。また、記録に残す際には「事実」と「推測」を切り分けて記載し、可能な限り、写真や動画として保存してください。

《関係機関向け：通告・情報提供するときの具体的なポイント》

1 こどもの基本情報（氏名・年齢・住所・家族構成など）

- ・住所が不明の場合は、「〇〇マンションの3階」など可能な限り特定できる情報を提供。
- ・虐待が他のきょうだい児にも向いていないか。

2 虐待の具体的な内容と程度、頻度や時期

- ・いつから、どのような虐待を受けているか。
- ・具体的な時期や時間帯。
- ・誰からの虐待か、父か、母か、その他の家族か。こどもを守る協力者はいるか。

3 現在のこどもの状態

- ・通告する時点で虐待を受けている最中か、そうでないか。
- ・こどもに傷やあざ、けががある場合はその程度など。

4 調査・支援の糸口となる情報

- ・そのこどもやきょうだい児が在籍する保育所、幼稚園、学校等があるか。

5 「要支援児童」と思われるこどもの状態

- ・こどもの気になる状態を具体的に伝える。

6 家庭の状況（こどもの発達・成長に影響を与える状況があるか）

- ・保護者の精神状態、経済面の問題・支援者の不在、夫婦関係などの課題。
- ・保護者自身が育児不安を訴えている状況か。

コラム③～『こどもの「誰にも言わないで」どう対応しますか？』～

虐待が疑われるこどもを発見したら、誰もが、津市こども家庭センターや児童相談所へ通告の義務があり、守秘義務に優先することは法律に明記されています。（P11 参照）

保育園や学校などで、こどもから、虐待を受けたことを「誰にも言わないで」と告白されることがあります。そんな時は、「あなたが安全に生活することが一番大切だから、守ってくれる人に相談する」ということを伝えた上で、「みんなの知恵や助けを借りてあなたを守っていくつもりであること」を説明しましょう。

通告や情報提供が、こどもを守るための行動であり、身体的・心理的負担の軽減につながることを丁寧に説明し、今後の対応につなげていくことが大切です。



4 相談・通告後の対応の流れ

市こども家庭支援センターや児童相談所において虐待の通告を受け付けた場合、まず初めに（緊急）受理会議を開催し、家庭の実情把握方法、こどもの安全確認の時期や方法（※原則48時間以内に、市や関係機関がこどもの安全確認を行います。）、一時保護の要否等を検討します。

本市においては、通告等の内容から一時保護が必要等こどもの安全に関する危機的状況と考えられる場合は、児童相談所に送致します。

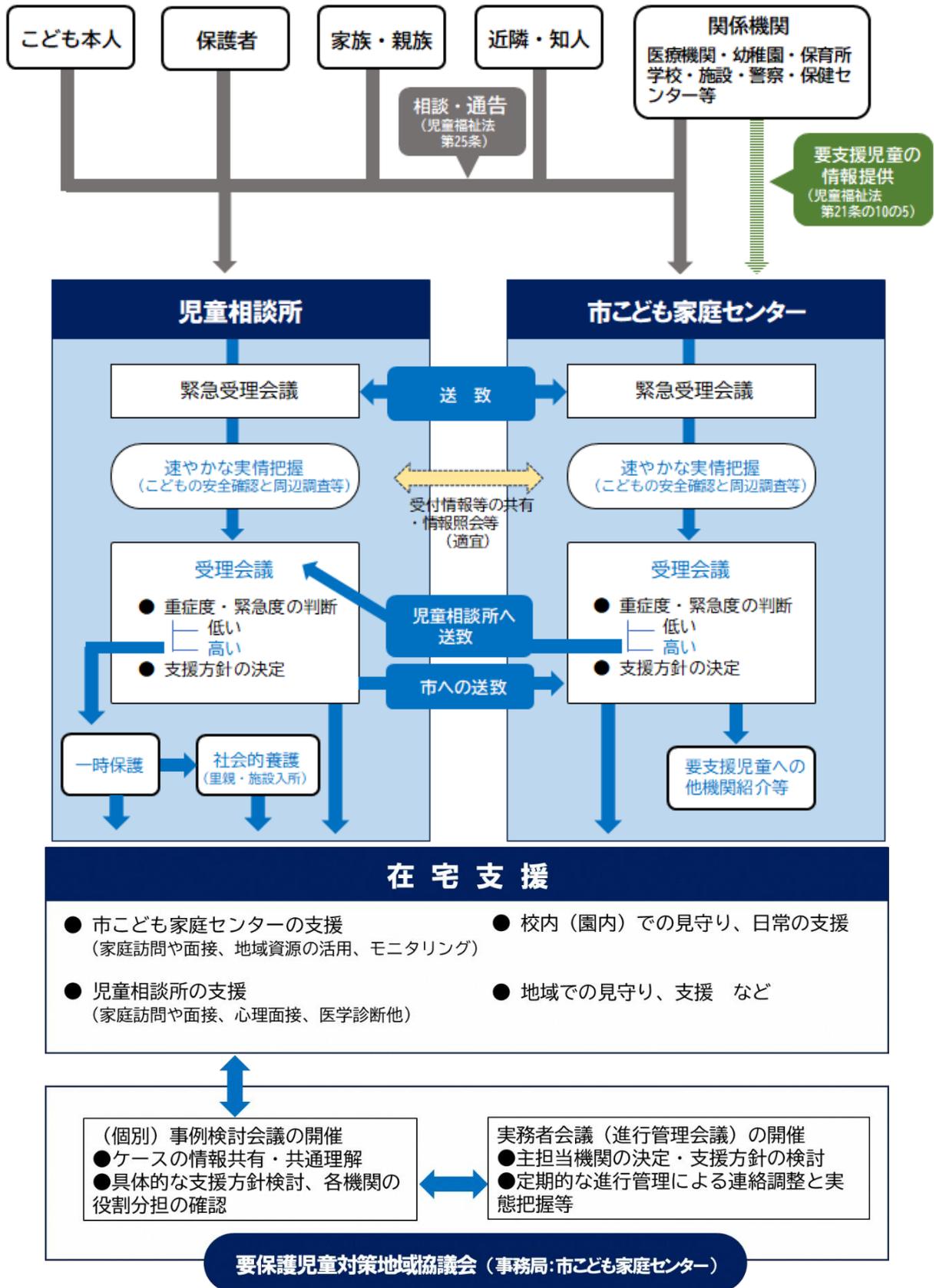
把握できた情報をもとに、（緊急）受理会議において、支援方針を決定し、それに基づいた支援の実施を行います。

その後は、支援・指導等を行いながら、支援目標の達成状況について確認を継続し、随時支援内容の見直しを行います。

また、必要に応じて、個別事例検討会議を開催して関係機関との情報共有や今後の支援体制の協議、進行管理をしながら、関係機関と連携して、必要な在宅支援を行います。

個別事例の支援状況等については、実務者会議の結果報告や個別事例検討会議の場を通じて、関係機関に定期的に報告し、要対協構成機関間の情報共有を図ります。

相談・通告受理から調査援助方針の決定までの流れ



第3章 児童虐待の防止と支援体制

1 児童虐待防止に対する支援体制（相談機関）

(1) 津市こども家庭センター

本市では、令和6年4月から、これまでの児童福祉と母子保健の機能を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を行い、児童虐待の発生予防と早期発見に努めています。

相談内容	時間 ※平日のみ	問い合わせ
子育ての悩み	9:00～17:00	こども家庭相談担当（専用ダイヤル:059-229-7830）
こどもの発達	8:30～17:15	発達支援担当:059-229-3374
こどもの虐待	8:30～17:15	こども家庭相談担当:059-229-3284
DV・離婚など女性の抱える問題	9:00～17:00	女性相談（専用ダイヤル:059-229-3400）

これまで「子育て世代包括支援センター」として運営してきた市内10か所の保健センターと5か所の子育て支援センターは、「津市こども家庭センター」の「こども子育て支援拠点」となります。子育て世代の身近な相談窓口としてご利用ください。

市内15か所のこども子育て支援拠点			
保健センター内（10か所）	電話番号	住所	相談時間 月～金（祝・休日、年末年始を除く）
中央	229-3164	西丸之内23-1（津リージョンプラザ1階）	8時30分～17時15分
久居	255-8864	久居新町3006（ポルタひさい1階）	
河芸	245-1212	河芸町浜田774	※事前連絡のうえ、おこしください。
芸濃	266-2520	芸濃町椋本6141-1 （芸濃保健福祉センター内）	8時30分～12時 ※12時～17時15分の時間帯は 事前連絡のうえ、おこしください。
美里	279-8128	美里町三郷44-1	※事前連絡のうえ、おこしください
安濃	268-5800	安濃町東観音寺418（サンヒルズ安濃内）	8時30分～12時 ※12時～17時15分の時間帯は 事前連絡のうえ、おこしください。
香良洲	292-4183	香良洲町2167（サンデルタ香良洲内）	
一志	295-0112	一志町井関1792（とことめの里一志内）	
白山	262-7294	白山町川口892	
美杉	272-8089	美杉町八知5580-2（美杉総合文化センター内）	※事前連絡のうえ、おこしください
子育て支援センター（5か所）	電話番号	住所	時間等（祝・休日、年末年始を除く）
桜橋子育て支援センター	225-4500	桜橋三丁目204	月・火・木・金
たるみ子育て支援センター「かるがも」	224-8801	垂水1300（たるみ子育て交流館内）	月・水～金
芸濃子育て支援センター「ぶちぶち」	265-5537	芸濃町椋本6146-2（けいのう わんぱく内）	月～水・金
安濃子育て支援センター「わくわくらんど」	268-5832	安濃町東観音寺418（サンヒルズ安濃内）	月～木
香良洲浜っ子幼児園子育て支援センター	292-3499	香良洲町5722（香良洲浜っ子幼児園内）	月～金
			10時～12時 13時～16時
			9時～12時 13時～15時

(2) 三重県中央児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に定められた相談機関であり、一義的な相談窓口である市町の後方支援機関として、児童についての相談のうち、専門性を要する事例や児童虐待など難しい事例に対応する行政機関です。

相談内容(例)	時間	問い合わせ
<ul style="list-style-type: none">・児童虐待相談への対応・事情があって、家庭でこどもを育てられない。・家庭でのこどもの問題行動(暴力や家出)など・療育手帳判定業務・里親になりたい方の相談 等	8:30～17:15 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	059-231-5666 ※虐待かもと思ったら、児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)

(3) 児童家庭支援センターたるみ

児童福祉法に基づく、こどもや家庭の悩みを相談できる専門機関です。

相談内容	時間	問い合わせ
こどもや家庭の悩み全般	9:00～16:00 (緊急時は24時間受け付け)	090-1744-2960 ※日時はご相談下さい。匿名でも構いません。秘密厳守で相談は無料です。



2 児童虐待を防止する取組（子育て支援サービス）

こども家庭センターは、子ども・子育て支援法において、一般子育てに関する相談などにも応じ、「地域子ども・子育て支援事業」などの適切な支援につないでいく役割を担っています。それらを適切に利用することは、虐待の未然防止にもつながります。

※各事業の詳細や、その他の子育て支援サービス、各種相談窓口については「津市子育てハンドブック」をご覧ください。



① 津市ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けができる方（提供会員）を子育ての手助けが必要な方（依頼会員）に紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的にお子さんを預かる会員組織です。

◆対象者：おおむね生後3、4か月児～小学校卒業までの児童

◆問合せ・連絡先：特定非営利活動法人津子ども NPO センター

津市大里窪田町 2709 番地 1（JR 一身田駅前）

☎059-236-0120（受付時間 8：30 ～19：00）

日常の預かり

- ・ 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の開始までや終了後の預かり
- ・ 買い物や冠婚葬祭などの外出時の預かり
- ・ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等への送迎 など

料金：7：00 から 19：00 まで 1時間 700 円
上記以外の時間 1時間 800 円

※きょうだいは 2 人目から半額

※一人親世帯の補助もありますので、詳しくはお問い合わせください。

緊急時の預かり

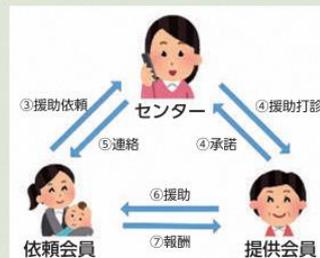
- ・ 軽い病児、病後児の預かり
- ・ 緊急度の高い預かり
- ・ 急な勤務や出張による宿泊を伴う預かり
- ・ 緊急度の高い保育所等への送迎 など

料金：7：00 から 19：00 まで 1時間 1,000 円
上記以外の時間 1時間 1,200 円
宿泊（22：00～翌6：00）1回 5,000 円

※預ける児童が全員 4 歳以上であれば 2 人目から半額

津市ファミリー・サポート・センターを利用するには会員登録が必要です

- ① センターで会員登録をする
- ② 依頼会員と提供会員のマッチング（面談）をする
- ③ 依頼会員がセンターに援助依頼をする
- ④ センターが提供会員との調整をする
- ⑤ センターが調整結果を依頼会員へ伝える
- ⑥ 援助活動実施
- ⑦ 援助活動の終了後、報酬（料金）を支払う



※①、②は事前に

② 津市子育て支援ショートステイ

家庭で一時的にこどもの養育が困難になった時（保護者が、病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気などの看護・育児疲れ等）、児童福祉施設等に預けることができます。

- ◆対象者：津市内に在住する家庭の0歳から18歳未満のこども
家庭で夫の暴力により緊急的に一時保護を必要とする母子
- ◆内 容：食事、その他身の回りの世話などを行います。
- ◆期 間：原則1回7日以内
- ◆料 金：課税状況に応じて決定（生活保護世帯・一人親世帯減額あり）
- ◆問合せ・連絡先：こども家庭センター ☎059-229-3284

③ 津市病児・病後児保育

保護者が仕事や出産、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない事情で、病氣中（病児）や病氣回復期（病後児）にあるお子さんの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用施設で一時的にお子さんをお預かりします。

対象者：次の全ての条件を満たすこども

- ・津市内に居住する生後57日目から小学6年生までのこども
- ・病氣中（入院治療を要しない場合に限る）や病氣回復期のこども
- ・保護者の仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない理由で家庭での保育が困難なこども

対象疾患

- ・感冒、感染症胃腸炎など、こどもが日常かかる病氣
- ・麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜなどの感染症
- ・気管支ぜんそくなどの慢性疾患
- ・外傷、火傷などの外科的疾患
- ・その他、医師が利用可能と判断した病氣

ホームページはこちら



- ◆問合せ・連絡先：保育こども園課 保育運営担当 ☎059-229-3167

④ 一時預かり（一般型・余裕活用型）

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、保育を行います。

- ◆対象者：生後6か月児から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児
- ◆内 容：利用期間・利用料・利用申込方法等は各保育所等に直接問合せ
- ◆問合せ・連絡先：保育こども園課 保育運営担当 ☎059-229-3167

⑤ 津市子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事及び育児等の支援を行います。

- ◆対象者、支援内容、料金等は下記までお問合せください。
- ◆問合せ・連絡先：こども家庭センター ☎059-229-3284

⑥ 津市産前・子育て応援ヘルパー派遣事業

津市に居住し、妊娠・出産・子育てに対して不安や負担を抱え、日常生活に支援を必要とする家庭に、ヘルパーがご自宅を訪問し、家事や育児等の支援を行います。

◆対象者：津市に住民票がある妊娠中または就学前の児童を養育している人で、日中、家族等の支援が得られない人

◆利用時間：最大48時間/年間（多胎児家庭は最大96時間/年間）
原則、1回2時間まで ※特別な事情がある場合は要相談

◆料 金：1時間あたり 1,000円
※市町村民税非課税世帯・生活保護世帯：無料

◆サービス内容：

- ・おむつ交換の補助、沐浴の補助
- ・食事の支度や片付け
- ・外出の付き添い など

※詳しいサービス内容は、津市ホームページでご確認ください。



〈市ホームページ〉

◆利用の流れ：



◆問合せ・連絡先：こども家庭センター ☎059-229-3284

第4章 要保護児童対策地域協議会の仕組みと役割

1 要保護児童対策地域協議会の概要

(1) 要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

虐待を受けているこどもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な支援を図るためには、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であり、こうした多数の関係機関等の円滑な連携、協力を図るために要保護児童対策地域協議会を置くように努めることとされています。（児童福祉法第25条の2第1項）

《支援対象児童等》

要保護児童：「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」

要支援児童：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）」

特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(2) 要対協構成機関の機能

要対協は、構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

《要対協が扱う情報について》

- ・ 要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。
(児童福祉法第25条の2第2項)
- ・ 要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
(児童福祉法第25条の3)
- ・ 要対協の構成員（過去構成員だった者を含む）は、正当な理由なく、要対協で知り得た情報を漏らしてはいけない。
(児童福祉法第25条の5)
- ・ 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。
(児童福祉法第61条の3)

(3) 調整機関の明確化

要対協を構成する機関の中から、要保護児童等に対する支援の実施状

況の把握や関係機関等との連絡調整を行う「調整機関」を置くこと、とされています。本市においては「津市こども家庭センター」がその役割を担います。

2 津市児童虐待防止等ネットワーク（要対協）

津市では平成18年から要対協「津市児童虐待防止等ネットワーク」を設置し、以下の活動を行っています。

《活動内容》

- (1) 要保護児童等の発見から支援に至る方策の検討及び実践
- (2) 要保護児童等の実態把握
- (3) 児童虐待防止・配偶者等からの暴力の防止についての地域社会への啓発
- (4) 児童虐待防止・配偶者等からの暴力の防止についての情報交換及び研修
- (5) 児童虐待防止を推進するための幅広い関係機関、団体等との連携
- (6) 配偶者等からの暴力による被害者の保護の関係機関、団体等との連携
- (7) その他児童虐待防止及び配偶者等暴力の防止に関し必要と認めること

《津市児童虐待防止等ネットワーク構成機関一覧（全46団体）》 ◎は調整機関

三重県	中央児童相談所	法務局	津地方法務局人権擁護課
	女性相談所（女性相談支援センター）	公共的団体等	津地区医師会
	津保健所		久居一志地区医師会
	津警察署		津歯科医師会
	津南警察署		津市民生委員児童委員連合会
	津保護司会		
市内施設等	乳児院	市役所	津市人権擁護委員会
	児童養護施設		津市自治会連合会
	児童家庭支援センター		津子どもNPOセンター
	母子生活支援施設		津市社会福祉協議会
	保育所		人権課
	地域型保育事業所		男女共同参画室
教育関係	幼稚園	保育こども園課	
	認定こども園	こども政策課	
	小学校	こども家庭センター◎	
	中学校	障がい福祉課	
	義務教育学校	援護課	
	教育研究支援課	健康づくり課	
	人権教育課	各総合支所市民福祉(福祉)課	
	生涯学習課		

3 津市要保護児童対策地域協議会の構成

○全体（代表者）会議

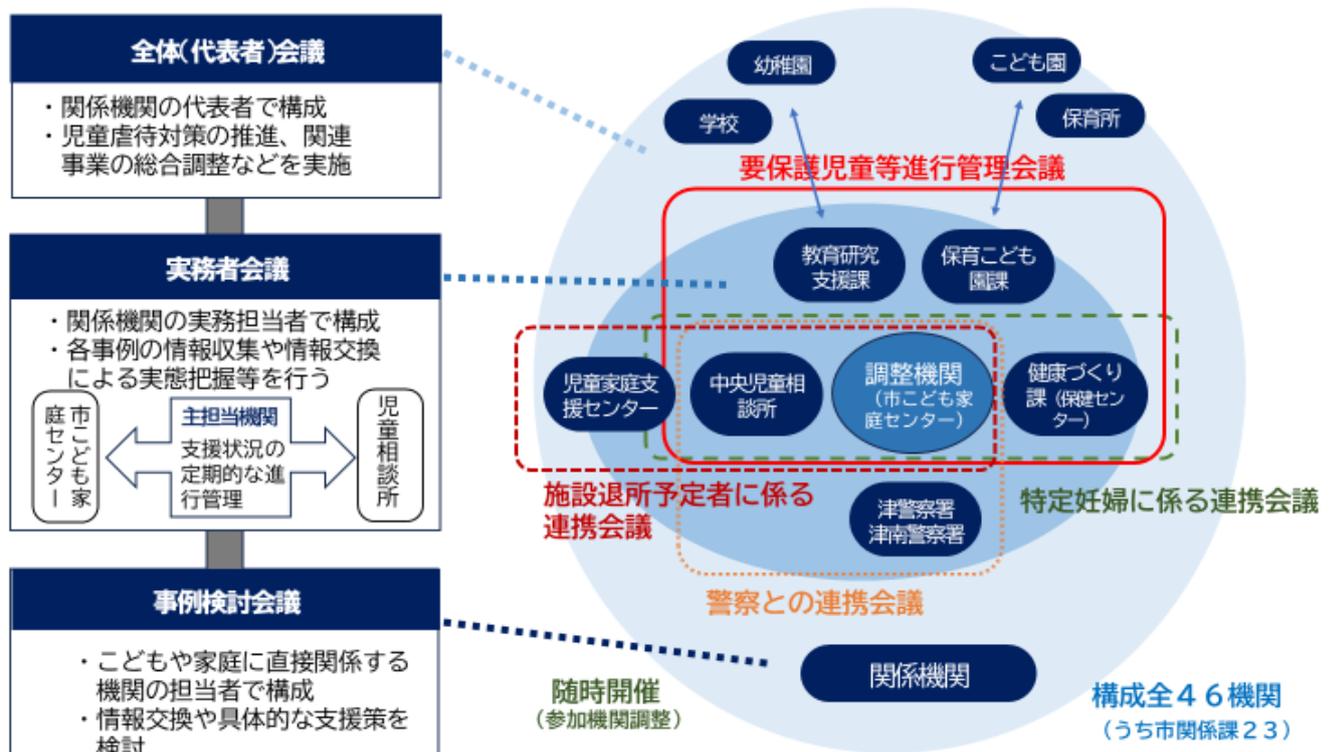
関係機関を代表する者で構成され、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整など、ネットワークの活動を総括する協議を行います。

○実務者会議

関係機関の実務担当者で構成され、各事例の情報収集や情報交換による実態把握等を行うとともに、事例検討会議で検討された支援の方策を関係機関とともに実践する役割を担います。津市では、主に中央児童相談所が進行管理するケースの「要保護児童等進行管理会議」を兼ねて年3回、「警察署との連携会議」として年1回「実務者会議」を開催していましたが、令和6年度からは「要保護児童等進行管理会議」の時期に合わせ、あらたに「特定妊婦に係る連携会議」「施設退所予定者に係る連携会議」を開始しました。

○事例検討会議

こどもや養育者に直接関わりのある関係機関の担当者で構成され、情報交換や具体的な支援策を検討するための会議です。会議は適時開催し、必要な情報を共有して、課題や問題点を抽出し、具体的な支援方法と各関係者の役割分担を決定します。要対協に位置付け、守秘義務の遵守を徹底した上で行います。



第5章 資料編

津市児童虐待防止等ネットワーク設置要綱

平成18年1月1日訓第87号

- 改正 平成20年1月11日訓第1号
平成20年3月31日訓第70号
平成26年3月31日訓第18号
平成27年3月31日訓第27号
平成29年1月23日訓第3号
平成30年3月14日訓第7号
令和6年3月29日訓第53号
令和7年3月31日訓第38号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、同項に規定する要保護児童対策地域協議会として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の2第1項の規定に基づき同項に規定する協議会として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第15条第1項の規定に基づき同項に規定する支援調整会議として津市児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(活動)

第2条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 要保護児童等の発見から支援に至る方策の検討及び実践
- (2) 要保護児童等の実態把握
- (3) 児童虐待防止及び配偶者等からの暴力の防止についての地域社会への啓発
- (4) 児童虐待防止、配偶者等からの暴力及び困難な問題を抱える女性への支援についての情報交換及び研修
- (5) 児童虐待防止を推進するための幅広い関係機関、団体等との連携
- (6) 配偶者等からの暴力による被害者の保護のための関係機関、団体等との連携
- (7) 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うための関係機関、

団体等への連携

(8) その他児童虐待防止及び配偶者等暴力の防止に関し必要と認めること。

(構成)

第3条 ネットワークは、別表に掲げる機関等（以下「関係機関」という。）で構成する。

2 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、健康福祉部こども家庭センターとする。

(会議)

第4条 ネットワークを効果的に、かつ、円滑に運営するため、次に掲げる会議を開催する。

(1) 全体会議

(2) 事例検討会議

(3) 実務者会議

2 全体会議は、関係機関を代表する者で構成し、ネットワークの活動を総括する。

3 事例検討会議は、各事例に関わる関係機関の担当で構成し、情報交換や支援の方策を検討する。

4 実務者会議は、関係機関の実務担当で構成し、各事例の情報収集や情報交換による実態把握等を行うとともに、事例検討会議で検討された支援の方策を関係機関とともに実践する。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、会議を構成する者の互選により定める。

2 座長は、会議の招集、進行及び事業推進の総合的な連絡調整を行う。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(意見等)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワークの庶務は、健康福祉部こども家庭センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークに必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平正20年1月11日訓第1号）

この訓は、平成20年1月15日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓第70号）

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓第18号）

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第27号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月23日訓第3号）

この訓は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日訓第7号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第53号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓第38号）

この訓は、令和7年4月1日から施行する。

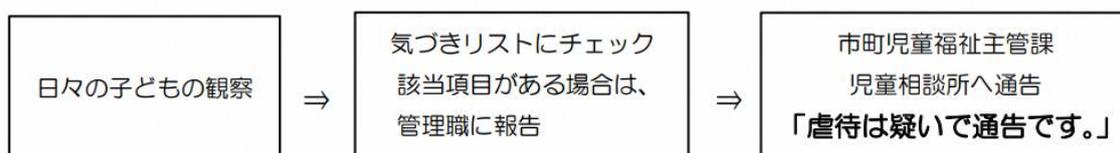
別表（第3条関係）

津地方法務局人権擁護課、三重県中勢児童相談所、三重県女性相談支援センター、三重県津保健所、三重県津警察署、三重県津南警察署、公益社団法人津地区医師会、公益社団法人久居一志地区医師会、公益社団法人津歯科医師会、津市民生委員児童委員連合会、津保護司会、津市人権擁護委員会、津市自治会連合会、津市内の乳児院、津市内の児童養護施設、津市内の児童家庭支援センター、津市内の母子生活支援施設、津市内の保育所、津市内の地域型保育事業所、津市内の幼稚園、津市内の認定こども園、津市内の小学校、津市内の中学校、津市内の義務教育学校、特定非営利活動法人津子どもNPOセンター、社会福祉法人津市社会福祉協議会、市民部人権課、市民部男女共同参画室、健康福祉部こども政策課、健康福祉部保育こども園課、健康福祉部こども家庭センター、健康福祉部障がい福祉課、健康福祉部援護課、健康福祉部健康づくり課、久居総合支所福祉課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課、教育委員会事務局学校教育部教育研究支援課、教育委員会事務局学校教育部人権教育課、教育委員会事務局教育総務部生涯学習課
--

児童虐待気づきリスト

三重県教育委員会（令和5年12月 改定）

すべての教職員が『児童虐待の防止等に関する法律』の趣旨を理解し、子どもの様子が「いつもと違う」、「何か不自然だ」というサインを見逃すことのないよう、早期発見に努め、安全・安心な学校づくりをめざすことが大切です。



- 児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等への通告をお願いします。
- 市町児童福祉主管課、児童相談所等への通告については、小中学校は市町教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へもご連絡ください。
- 要保護児童（※）について、市町児童福祉主管課又は児童相談所から、対象となる児童の照会等があった場合は、要請に応じた頻度で、児童本人との対面を基本とする安全確認を実施するとともに、児童の家庭や通学状況等に変化があった際は速やかに市町（児童福祉主管課）等への情報共有の徹底をお願いします。
- なお、要保護児童については、欠席の理由の如何に関わらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（但し、本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く）には、速やかに市町（児童福祉主管課）等に情報提供してください。
（『学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針』 文部科学省等 平成31年2月28日）

※要保護児童とは、市町要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒をいう。

『児童虐待の防止等に関する法律』第6条第1項 児童虐待に係る通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

市町児童福祉主管課

当該幼児児童生徒の居住地である市町（児童福祉主管課）へご連絡ください。

三重県児童相談センター

※緊急性が認められる場合は全国共通189【24時間通告】
北勢児童相談所 TEL 059-347-2030 伊賀児童相談所 TEL 0595-24-8060
中勢児童相談所 TEL 059-231-5666 紀州児童相談所 TEL 0597-23-3435
鈴鹿児童相談所 TEL 059-382-9794 南勢志摩児童相談所 TEL 0596-27-5143

※このリストは、『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』（令和元年5月9日 文部科学省）をもとに、三重県子ども・福祉部及び警察等の関係機関と連携を図りながら作成しました。

【子どもと会える場合】

下記のリストに複数（場合によっては1つでも）該当する場合は、児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等へ通告

子どもの体に現れる様子から

- 不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
- 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発現する夜尿は要注意）
- 短期間のうちに、不自然なケガ（打撲によるあざ、火傷など）、繰り返すケガがある。
- 衣服が季節に適さない。汚れている。他のきょうだいと極端な差異が見られる。
- 身体、髪の毛、手足、口腔内が不潔で、時には、異臭がする。
- 体重の極端な増減など、これまでになかったような身体の変化が見られる。
- 虫歯の治療など、必要な医療ケアがなされていない。

子どもの行動から

【周囲との関係において】

- 警戒心が強く音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
- 極端に甘えるかと思うと、些細なことで激しく怒り攻撃的になる。
- 向かい合って話そうとしても視線が合わない。合わそうともしない。
- 大人への反抗的態度や顔色を伺う態度、意図を察知した行動がある。
- 不自然に子どもが保護者と密着している。
- 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
- 乱暴な言葉づかい、他者への暴力を繰り返す。
- わざと相手から怒られ、嫌われるような言動を繰り返す。
- 触られること、近づかれることをひどく嫌がる。人を避けようとする。
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為がある。
- 友だちと一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
- 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
- 保護者といるとき、いないときで極端に子どもの態度が違う。家に帰りたがらない。

【本人自身の行動において】

- 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
- 表情が乏しい。感情が不連続である。
- 自暴自棄な言動がある。
- 一度興奮すると落ち着くまでにずいぶん時間がかかる。
- ポーっとしている、急に気力がなくなる。
- 給食を異常なほどがつがつと食べるなど、食べ物への強い執着がある。
- 極端な食欲不振が見られる。
- 頻繁に保健室に出入りする。
- 机の周囲、ロッカーや鞆の中の整理ができず、持ち物をなくす。
- 落ち着かない態度、教室での立ち歩き、集中困難な様子である。
- 学校への提出物がほとんど提出されない。
- 体育や身体測定のときにはよく欠席する。
- きょうだいの面倒を見るためや理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。

【性的虐待】

- 性的なことに極端に興味を持ったり、極端に嫌う。
- 年齢に不釣り合いな性に関する知識を持っている。
- 絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものがみられる。
- 服の着替えを極度に嫌がる。
- 自分の殻に閉じこもったり、自傷行為を行ったりする。

保護者の様子から

【子どもへの関わり】

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
- 殴るなど子どもに暴力を振るう。大きな声で怒るなど、威圧的である。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然である。
- 子どものも普段の様子を具体的に語らない。

【心身の状態】

- 精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）
- アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

【気になる行動】

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

【学校との関わり】

- 子どもを学校・園に登校（園）させない。
- 訪問しても子どもに会わせようとしない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

【子どもと会えない場合】

下記のリストに原則1つでも該当する場合は、児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等へ通告

保護者の様子から

【子どもへの関わり】

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子ども普段の様子を具体的に語らない。

【心身の状態】

- 精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）
- アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

【気になる行動】

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

【学校との関わり】

- 子どもを学校・園に登校（園）させない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

気づきのポイント情報提供ツール

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
 ○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
 ○チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

	☑欄	様子や状況例	自由記述	
妊婦・ 出産	妊婦等の年齢	18歳未満 18歳以上～20歳未満かつ夫（パートナー）が20歳未満 夫（パートナー）が20歳未満		
	婚姻状況	ひとり親 未婚（パートナーがいない） ステップファミリー（連れ子がある再婚）		
	母子健康手帳の交付	未交付		
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降 定期的に妊婦健診を受けていない（里帰り、転院等の理由を除く）		
	妊娠状況	産みたくない。 産みたいが、育てる自信がない。 妊娠を継続することへの悩みがある。 妊娠・中絶を繰り返している。		
	胎児の状況	疾病 障害（疑いを含む） 多胎		
	出産への準備状況	妊娠の自覚がない・知識がない。 出産の準備をしていない。（妊娠36週以降） 出産後の育児への不安が強い。		
妊婦や パートナーの 行動・ 態度等	心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） 自殺企図、自傷行為の既往がある。 アルコール依存（過去も含む）がある。 薬物の使用歴がある。		
	セルフケア	飲酒・喫煙をやめることができない。 身体障害がある。（身体障害者手帳の有無は問わない） 妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態		
	虐待歴等	被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。		
	気になる行動	同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。（療育手帳の有無は問わない） 突発的な出来事に適切な対処ができない。（パニックをおこす） 周囲とのコミュニケーションに課題がある。		
	夫（パートナー）との関係	DVを受けている。 夫（パートナー）の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。		
家族・ 家庭の 状況	出産予定児のきょうだいの状況	きょうだいに対する虐待行為がある。（過去または現在、おそれも含む） 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。		
	社会・経済的背景	住所が不確定（住民票がない）、転居を繰り返している。 経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安 夫婦ともに不安定就労・無職など 健康保険の未加入（無保険な状態） 医療費の未払い 生活保護を受給中 助産制度の利用（予定を含む）		
	家族の介護等	妊婦または夫（パートナー）の親など親族の介護等を行っている。		
	サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない。（死別、遠方などの場合を除く） 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭（言葉や習慣の違いなど）		
	【その他 気になること、心配なこと】			
	【妊婦の気になる発言・行動】			
	【妊婦や家族等の強み（ストレンクス）】			

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
- 市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。

	項目	様子や状況例	自由記述
子どもの様子・状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。	
		過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔を伺ったり、接触をさげようとしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。	
		他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担当教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。	
		不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。	
	保護者への態度	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れたりしている。 虫歯の治療が行われていない。	
		食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。	
	生育上の課題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い（やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等）が見られる。	
保護者の様子・状況	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。	
		発達にそぐわない厳しいつけや行動制限がある。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
	心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
	気になる行動	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
	幼稚園、保育所等との関わり	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産 10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	
	妊娠、出産		
	若年の妊娠、出産		
	家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。
住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）	
きょうだいが多く		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足	
養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。	
【その他 気になること、心配なこと】			
【子どもや保護者の気になる発言・行動】			
【子どもや保護者、家族等の強み（ストレンクス）】			

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
 ○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
 ○チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

	凶欄	様子や状況例	自由記述
子どもの様子・状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発言する夜尿は要注意）	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。	
		過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。	
		ポーンとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。	
		他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担当の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。	
		必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。	
		自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動（非行）	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。	
保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。			
身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。		
	季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れたりしている。		
	虫歯の治療が行われていない。		
食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。		
	友達に食べ物をねだることがよくある。		
登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいや家族等の面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。		
	なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがたらない。		
生育上の課題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達遅れ（やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等）が見られる。		
保護者の様子・状況	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相当な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。	
		子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。	
	心身の状態（健康状態）	きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。 精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保護福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。	
		子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。	
		他児の保護者との対立が頻回にある。	
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとなない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。	
		学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産	
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産		
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
		近隣との付き合いを拒否する。	
	サポート等の状況	必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）	
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足		
養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。		
【その他 気になること、心配なこと】			
【子どもや保護者の気になる発言・行動】			
【子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）】			

各項目の着眼点・留意事項

- 気づきツールで重点項目としている各項目について、具体的に何に着目するとよいか、様子や状況を確認する際の留意事項は何か、といったことを整理しました。関係機関は、これらの項目すべてを詳細に把握する必要はなく、何か気づきがあれば市区町村へ情報共有してください。

別表1 妊婦(特定妊婦)

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(49項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
妊娠・出産	妊婦等の年齢	18歳未満	妊娠期及び出産後のサポートが得られる状況・環境か
	母子健康手帳の交付	未交付	予期しない妊娠など、妊娠について複雑な思いを持っていることもあるため、なぜ未交付や未受診だったか妊婦の思いを聴く
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降	
	妊娠状況	産みたくない	迷いがある背景を多面的に確認する
		妊娠・中絶を繰り返している	おおよその妊娠週数を確認するとともに、肯定的なエピソードも含め、妊娠についての思いを聴く
出産への準備状況	出産の準備をしていない	出産に対する考えや準備が進まない理由を、妊婦や家庭状況を踏まえて確認する	
妊婦の行動・態度等	心身の状態(健康状態)	自殺企図、自傷行為の既往がある	母親の心身の健康状態は養育の要であり、理由不明の体調不良の状況や、精神的な変化の観察も重要。心身の状態を知ることで支援方針が明確化でき、課題がある場合は高いリスクが想定されるため、(詳細な既往歴ではなく)他の項目をあわせて見るなど現在の状態を把握する
		アルコール依存(過去も含む)がある	
		薬物の使用歴がある	
	セルフケア	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない	
虐待歴等	過去に心中の未遂がある	自己開示を受け止めつつ、行動化の状態を把握する	
家族・家庭の状況	夫(パートナー)との関係	DVを受けている	暴力や経済面・意思決定での支配がないか、短期間で妊娠・出産を繰り返していないか、夫(パートナー)に児童虐待と思われる経験(加害、被害)があるか
		夫(パートナー)の協力が得られない	家庭内の問題へ対応する力があるかも併せて検討する
	出産予定児のきょうだいの状況	きょうだいに対する虐待行為がある(過去または現在、おそれも含む)	加害の程度や時期が分かれば、併せて市町村へ情報提供する
		過去にきょうだいの不審死があった	妊婦の思いや心身のつらさなどを確認する
	社会・経済的背景	居所が不確定、転居を繰り返している	支援の切れ目につながりやすいため、他自治体と連携を図る
		経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安	各種制度も活用して、安定的な養育が継続できる生活環境が整うか
	健康保険の未加入(無保険な状態)	無保険の背景は何か、セルフネグレクトの状態になっていないか	
	家族の介護等	妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている	ダブルケアやトリプルケアへの適切な支援窓口につながっているか
サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない(死別、遠方などの場合を除く)	孤立育児とならないよう、知人や援助者がいないか	
	周囲からの支援に対して拒否的	強い信条等により他者の助言が届かない状況となっていないか	

別表2 乳幼児期・別表3 学齢期以降

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(約60項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
子どもの様子	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない	他項目の気づきの状況も考慮して、子どもの様子が意味するところを検討する
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする	子育てのしにくさを保護者がどう感じているかも把握する
	気になる行動	担当教諭、保育士、教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める	虐待の可能性を察知する重要なポイントの1つ
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す	子ども自身が頼れる先や、長期的に見守る体制が構築できるか

各項目の着眼点・留意事項

別表2 乳幼児期・別表3 学齢期以降(続き)

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(約60項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
子どもの様子	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする	他に気になる様子や行動が見られないか子どもを観察するとともに、行動の背景となっている事項を検討する。子どもが家庭内のことを他言しないこともあるため、家族を否定するような聞き取りの仕方をせず、ゆっくり話を聴く姿勢が重要
		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある	ネグレクトの可能性を考慮し、他項目(保護者の様子、家族・家庭の状況)の把握に努める
		虫歯の治療が行われていない	
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる	年齢に見合う発育の状況を、身体測定記録や成長曲線も活用して確認する
		極端な食欲不振が見られる	長期休暇明けの不自然な体重の増減等、心理的課題が表出したのだと捉えて情報収集する
登園状況等	理由がはっきりしない/きょうだいや家族等の面倒をみるため欠席・遅刻・早退が多い	状況・行為に不自然なところがないか、いわゆるヤングケアラーとしての役割を担っていないか、子どもの意思表示としての行動ではないか、といった視点から背景要因を考慮する。子どもが話したからしないことを前提として、子どもの状況や行為を否定するような聞き取りの仕方をせず、ゆっくり話を聴く姿勢が重要	
	連絡がない欠席を繰り返す		
	なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない		
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある	繰り返されるおそれがあるが、繰り返されたり「次にもっとひどい状況になったら」という待ちの姿勢ではなく、心配や気づきがあった時点で共有することが重要
		「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある	
		子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある	
	きょうだいの差別	子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあることに激しく叱ったり、ののしったりする	心理面の子どもの権利の著しい侵害は、重大な傷つき体験となる。愛着関係や保護者の自己肯定感の観点から、様子を定期的に確認する
		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる	
	心身の状態(健康状態)	保護者自身の必要な治療行為を拒否する	治療の中断や未受診
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	繰り返されるおそれがあり、背景や具体的事実を確認する
幼稚園、保育所、学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない	子どもの所属機関や居場所など、家族以外で子どもとの接点・窓口となる先があれば、連絡先を確認し、必要に応じて関係機関とも共有する	
	行事への不参加、連絡をとることが困難である		
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある	子どもに与える長期的影響も考慮し、必要なケアを提供する
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている	衛生面や安全面の判断は「この程度なら」と主観的な判断が含まれやすいため、複数の目で状況を確認する状況にすることが望ましい
		理由のわからない頻繁な転居がある	支援の切れ目につながりやすいため、他自治体と連携を図る
	サポート等の状況	必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む	支援の必要性や養育の不適切性をどう認識しているかを確認する
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている	ライフラインの停止等があれば、自治体へ情報提供を行う
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)	家族構成が変わると家族内の力動も変わりうるため、丁寧に事実確認する
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	養育技術の不足を補うことができる環境(身近に相談できる人や助けを求められる人がいるか)や、自己決定の支援が確保できるか
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない	再発防止の観点で、長期的にゆるやかなつながりを保てるか

～こどもたちの笑顔と未来を守るために～

津市児童虐待防止・対応ハンドブック

(第2版) 令和7年7月発行

発行者 津市児童虐待防止等ネットワーク
事務局 津市こども家庭センター

〒514-8611 津市西丸之内23番1号
電話：059-229-3284
FAX：059-229-3451

